

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る  
「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（改訂案）」に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
1	現況分析に関するもの	<p>■実績報告書作成要領（案） 評価方法全般 ・5頁、12～13頁 分析項目・質の向上度の判定は、各観点・事例の判定の組合せか、分かりづらい。第1期と同じならば、評価者マニュアルに掲載されると思われるが、作成要領（案）では不明であるため、明記してはどうか。</p>	<p>分析項目ごとの水準判定、及び、質の向上度に係る評価方法については、現在検討を行っています。 具体的な評価方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。</p>
2	現況分析に関するもの	<p>現在、教育組織と研究組織を分離している大学は数多くあります。本学も平成20年4月より教育組織と教員組織（教員が所属し、研究を行う組織）を分離した体制へと移行を図っており、学部・研究科から構成される教育組織から独立した「学系・部門」を教員組織として新たに設置したところです。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>本学の場合、研究の現況分析の評価単位は、「学部・研究科等」を教員組織「学系・部門」としていただかないと評価不能となります。第1期の確定評価の際にも要望させていただいておりますが、別に設けた研究上の組織を評価単位としての例外措置として認めただけでない場合は、早急に中期目標別表に記載出来るように措置するなどの対応をお願いします。</p> <p>第2期中期目標期間にも「教育研究組織の現況分析の単位に関する意向調査」の事前調査があることと思いますが、その際に必ず本学が上記の評価単位となりますことを強く要望します。</p>	<p>現況分析の単位は文部科学省国立大学法人評価委員会が決定するものであるため、いただいたご意見を文部科学省国立大学法人評価委員会に伝えます。</p>

No.	分類	意見等	回答
		現況分析の単位については、国立大学法人評価委員会が決定するものと承知しておりますが、以上について本学の意見として提出させていただきます。	
3	現況分析に関するもの	第1期の「学部・研究科の評価」において、ある学部・研究科について評価する場合、同じ専門分野の評価者で構成されていたと思われるので、同じ専門分野で比較すれば、全国的なバランスがとれていたかも知れないが、異なる学部・研究科を学内で比較すると評価のレベル（厳しさ、甘さ）が異なっていた印象があった。学部・研究科を跨がって、国際的な観点も加味しつつ、評価のバランスをとるような評価システムを構築されるようお願いしたい。	現況分析において部会間の調整を行う必要が生じた場合には、国立大学教育研究評価委員会に運営小委員会を設置し、随時協議を行った上で、統一的な見解のもとに評価を実施します。
4	現況分析に関するもの	「実績報告書作成要領（案）」への意見 P3 第2部第1章第1節「1 目的と特徴の記載」 など 想定する関係者とその期待について、「関係者」は学部・研究科が想定するとあるが、「期待」について何らかの根拠を示して説明する必要はあるのか、あるいは「期待」についても学部・研究科が想定することで事足りるのか。 機構が公表している「国立大学法人及び共同利用機関の第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価実施要項（案）」に対する意見対応表」の No. 25, 26 に本質問と同様の意見等があるが、機構の回答は「関係者の期待が的確かを評価するわけではなく、(略)」とあり、必ずしも「期待」の根拠を明らかにする必要はないと読み取れるが、そのような理解でよろしいか。	学部・研究科等にはそれぞれ様々な教育目的や特徴、特色があり、「想定する関係者」の期待にどの程度応えているかという視点で評価を実施しています。したがって、それぞれの学部・研究科等において「想定する関係者」を定めていただき、どのように期待に応えているかについて分析してください。 なお、「想定する関係者」の期待については、目的や特徴等に照らして、どのような期待を受けているかについて、的確に記述いただく必要がありますが、必ずしも、根拠となる資料・データの明示を求めるものではありません。
5	現況分析に関するもの	「評価実施要項(改訂案)」について ① P. 11 上 24 行：「想定する関係者の期待に応じて」→「想定する関係者」は注に具体例が示されているが、「想定する関係者の期待」とは具体的にどのようなことが想定されているのか。「期待」は抽象的かつ曖昧な表現であるため、これに「応えて」いるかどうか	学部・研究科等にはそれぞれ様々な教育目的や特徴、特色があり、「想定する関係者」の期待にどの程度応えているかという視点で評価を実施しています。したがって、それぞれの学部・研究科等において「想定する関係者」を定めていただき、どのような期待に応えているかについて分析してください。なお、分析方法については、

No.	分類	意見等	回答
		<p>かの判断は困難である。</p> <p>② P. 12 上2行：「関係者の期待に込んでいるかという視点で分析し」→上記と同様で、抽象的かつ曖昧な「期待」に「込んでいるか」をどのように分析するのか疑問である。</p> <p>③上記の①②は「Ⅱ研究の現況分析の方法」も同様</p>	<p>法人で判断してください。</p>
6	現況分析に関するもの	<p>実績報告書作成要領（案）に関する意見</p> <p>「第2部実績報告書の作成方法」に関すること</p> <p>「想定する関係者とその期待」の項目欄とその記載について</p> <p>「第1章 学部・研究科等の現況調査表」の「第1節 教育に関する現況調査表」における「1目的と特徴の記載」では、「どのような関係者を想定し、その関係者からどのような期待を受けているかについて、「想定する関係者とその期待」の項目に、的確に記述してください。」と記されている（3ページ）。しかし、想定する関係者については、「3「教育の水準」の分析・判定（1）観点ごとの水準判定」の「注意書き記載」で「学部・研究科等で想定する関係者」が例示されている（4ページ）。「想定する関係者」について、これら例示以外の関係者は想定できない。各大学とも、例示で示された「関係者」以外を提示することはないであろう。また、「その関係者からどのような期待を受けているか」についての記載も、結局のところ一部特定の大学を除いて、いずれの大学も同様の形骸的な内容となるだろう。</p> <p>「想定する関係者とその期待」に各大学がそれぞれ記載しなければならないことに意味を見いだせない。</p>	<p>学部・研究科等にはそれぞれ様々な教育目的や特徴、特色があり、「想定する関係者」の期待にどの程度込んでいるかという視点で評価を実施しています。</p>
7	現況分析に関するもの	<p>実績報告書作成要領（案）に関する意見</p> <p>別紙「教育の水準」の観点ごとの分析に当たっての留意点等について（28ページ以降）</p> <p>「各分析項目の観点ごとの分析にあたっての留意点として」の記載</p>	<p>学部・研究科等にはそれぞれ様々な教育目的や特徴、特色があり、「想定する関係者」の期待にどの程度込んでいるかという視点で評価を実施しています。したがって、それぞれの学部・研究科等において「想定する関係者」を定めていただき、どのような期待に込</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>について</p> <p>4 ページの「観点ごとの水準判定」の記載では、「分析項目の観点ごとの状況について、学部・研究科等の目的に照らして、学部・研究科等で想定する関係者の期待に込えているか、という視点で分析」するとしている。ならば、この別紙「各分析項目の観点ごとの分析にあたっての留意点 (28 ページ)」でも、このことをまず明記すべきである (30 ページ別紙 3 も同様)。さらに、各観点の分析に関する留意点としても、「関係者の期待に込えているか」を導く特性や状況について記載するよう明記してほしい。</p> <p>(「学部・研究科等の現況調査表」の作成にあつて、そこでの報告事項の記載や分析は、「認証評価・自己評価書」での記載や分析と、「違うのか」「同様なのか」、分かりかねている)</p>	<p>ているかについて分析してください。</p>
8	現況分析に関するもの	<p>実績報告書作成要領 (案) 4 ページにある観点ごとの水準判定について、「学部・研究科等で想定する関係者」は「在校生・受験生及びその家族、卒業 (修了) 生～」とあるが、それら関係者の期待を示す根拠となる資料・データとして、どのようなものを想定しているのか補足願いたい。</p>	<p>「想定する関係者」の期待については、目的や特徴等に照らして、どのような期待を受けているかについて、的確に記述いただく必要がありますが、必ずしも、根拠となる資料・データの明示を求めるものではありません。</p>
9	現況分析に関するもの	<p>実績報告書作成要領 (案) に関する意見</p> <p>「第 1 部 教育研究評価の基本方針」に関すること</p> <p>「教育の水準」及び「研究の水準」について</p> <p>2 ページ「Ⅲ 内容 (1) 学部・研究科等の現況分析」の記載では、「教育の水準」及び「研究の水準」に関して「学部・研究科等における教育・研究活動及びその成果について、評価時点における状況を示すもの」という説明がある。</p> <p>ならば、「水準」という表記ではなく「教育・研究活動の現況及びその成果」と表記する方が、評価対象や趣旨が明確になると考える。なぜ、「水準」という表記に固執するのか。第一期中期目標期</p>	<p>現況分析における「教育の水準」及び「研究の水準」は、学部・研究科等における教育・研究活動及びその成果について、評価時点における状況を示すものです。</p> <p>なお、「教育研究の水準」という文言は、文部科学省国立大学法人評価委員会の決定によるものです。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>間評価において、この「水準」という表現が、各大学（特に学部研究科レベル）での自己評価活動において混乱を招いている。水準とは「事物の一定の標準。また、価値・能力などを定めるときの標準となる程度」であり、「現況」ではなく、他と比較対照する際の「標準・基準（スタンダード）」と考えるのが一般的である。（10 ページ「3 「研究の水準」の分析・判定」での記載も同様）</p>	
10	現況分析に関するもの	<p>実績報告書作成要領（案）に関する意見 「教育の水準」の分析・判定に関すること 観点ごとの水準判定について</p> <p>観点ごとの水準判定の記載にあって「判定は、第1期中期目標期間末からの改善や向上の成果である現在の状況が、どの水準にあるのかという視点で行ってください。」とある（4 ページ）。その判定を示す基準が「期待される水準を上回る」「期待される水準にある」「期待される水準を下回る」となっている。第一期での評価でも感じていたが、「第1期中期目標期間末からの改善や向上の成果である現在の状況（あるいは中期目標期間の改善や向上の状況）」が「期待される水準」を指標として評価することに違和感を禁じ得ない。「第1期中期目標期間末から改善や向上している」「維持している」「改善向上していない」の判定表記でいいのではないか。どうしても「関係者の期待に込んでいるかという視点で分析し、」としたいならば、判定を示す記述も「水準」という表記は用いず、「関係者の期待に大いに込んでいる・込んでいる・込んでいる」の方が直接的であり、妥当ではないか。</p> <p>なお、このことは10~11 ページの「第2節研究に関する現況調査表 3 「研究の水準」の分析・判定 (1) 観点ごとの水準判定」のところで記載されている区分表中の「判定を示す記述」でも同様である。研究の現況分析での「判定を示す記述」についても「期待さ</p>	<p>現況分析の段階判定を示す記述は第1期と同様の記述で適切に評価できると考えています。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>れる水準に上回る・ある・下回る」ではなく、「関係者から非常に評価されている・評価されている・評価されていない」の方が適切な表記だと考える。</p> <p>そもそも「期待される水準を上回る」という評価や評価指標、根拠は曖昧であり、そのために各大学の自己評価結果も部分的皮相的にならざるを得ず、評価結果の信頼性は疑問の余地がある（各大学も、評価委員会側もこうした認識にあえて目をつぶっている）。（「(2)分析項目ごとの水準判定についても同様）</p>	
11	現況分析に関するもの	<p>■実績報告書作成要領（案） 評価方法全般 ・4頁、12頁</p> <p>「分析項目ごとの水準判定は求めません」とあるが、大学側の観点ごとの判定結果が異なった場合、評価者はどのように分析項目の判定を行うのか不明である。また、実施要項（改訂案）では評価者は観点ごとに判定することが分かるが、作成要領（案）では不明であるため、明記してはどうか。</p>	<p>分析項目ごとの水準判定の評価方法については、現在検討を行っています。</p> <p>具体的な評価方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。</p>
12	現況分析に関するもの	<p>現況分析の水準判定について、「第1期中期目標期間末からの改善や向上の結果である現在の状況が、どの水準にあるのかという視点で行う」旨説明があるが（該当箇所：評価実施要項（改訂案）P12及び17「水準に当たっての留意事項」）、この記述では第1期における水準と現在の水準との「差」（つまり引き上げられた幅の大きさ）も加味するのか、あくまでも現在の状況により水準を判定するのかがわかりづらいので、より明快な説明にしていきたい。</p>	<p>分析項目ごとの水準判定は、評価時点の状況がどの水準にあるのかという視点で判定します。</p>
13	現況分析に関するもの	<p>評価実施要項（改訂案）12 ページにおける水準判定に当たっての留意事項において、「歴史や立地条件，社会からの要請等を踏まえた個性ある独自の教育活動がなされていることを尊重して」とあるが、公正性に配慮し，透明性を確保する上で，歴史や立地条件，</p>	<p>評価結果の公表・通知の方法、及び、現況分析の評価方法については、現在検討を行っています。</p> <p>具体的な評価方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>社会からの要請等をどのように考慮されたのか、評価結果案を提示する際に理由を明らかにする必要があるのではないかと。</p> <p>また、これは、国立大学法人が「重要な質の変化」について「該当なし」とした場合において、機構が分析項目の段階判定を行う場合に特に重要になると考えられるので、判定方法の詳細を提示願いたい。</p>	
14	現況分析に関するもの	<p>現況分析における根拠資料・データ例の提示方法の変更について（実績報告書作成要領（案） 29頁）</p> <p>「教育成果の状況」について、「在学中や卒業・修了時の状況から判断される学業の成果を把握するための取組とその分析結果、及び、卒業・修了後の状況から判断される学業の成果を把握するための取組とその分析結果については、必ず記述する」となっています。</p> <p>この部分について、本学では、平成 25 年度に認証評価に向けて上記に係る意見聴取・分析を行います。さらに、平成 28 年の現況分析に備えて、最新のデータを平成 27 年に再度集める必要はありますか。</p>	<p>分析項目ごとの水準判定は、評価時点の状況がどの水準にあるのかという視点で判定するため、分析結果に大きな変化が想定される場合等は、必要に応じ、学業の成果を把握するための取組とその分析を実施してください。</p>
15	現況分析に関するもの	<p>実績報告書作成要領（案）別紙 2「教育の水準」の観点ごとの分析に当たっての留意点等 p.29 分析項目Ⅱ 教育成果の状況 観点 2-2 進路・就職の状況において、第 2 パラグラフ「その際、卒業・修了後の状況から判断される在学中の学業の成果を把握するための取組とその分析結果については、必ず記述してください。」とあることに関して、「必ず」から「望ましい」に修正していただきたく意見を申し述べます。</p> <p>教育の成果(学習の成果)について、自己点検・評価を行い改善に資すること、社会に対して説明責任を果たすことの重要性は十分認識していますが、この事項について、各学部・研究科単位での卒業・修了後の状況から判断される在学中の学業の成果を把握し、その自</p>	<p>教育成果の状況を分析するうえで、在学中や卒業・修了時の状況から判断される学業の成果を把握するための取組とその分析、及び、卒業・修了後の状況から判断される学業の成果を把握するための取組とその分析は、極めて重要であり、必ず記述することを求めたものです。</p> <p>なお、「卒業・修了後の状況から判断される在学中の学業の成果を把握するための取組」については、進路先・就職先へのアンケート等の特定の取組での実施を求めているわけではなく、学部・研究科等が適切と考える方法で実施してください。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>己分析結果の記載を必須化することは、現状ではかなり拙速で、自己評価に費やす労力や経費に対して、効果が少ないことが、先行した JABEE（日本技術者教育認定機構）等での経験から予想されるため、形骸化を危ぶむ声が学内から寄せられました。</p> <p>(略)</p> <p>以上を総合的に考えますと、「その際、卒業・修了後の状況から判断される在学中の学業の成果を把握するための取組とその分析結果については、必ず記述してください。」の部分については、全国の国立大学で、各学部・研究科であまねく実施する環境は、大学の内外とも必ずしも整っていないことに鑑み、「その際、卒業・修了後の状況から判断される在学中の学業の成果を把握する（ための工夫を含めて）取組とその分析結果について記述することが望ましい。」と、ご修正いただければありがたく存じます。</p>	
16	現況分析に関するもの	<p>■実績報告書作成要領（案） 作成方法 ・ 6頁、14頁 分析項目の数が減ったため、報告書様式のヘッダーは、分析項目より観点番号の方が分かりやすいのではないかと。また、第1期はURLアドレスのみの根拠の示し方は不可だったが、第2期も不可か書いてあると分かりやすいのではないかと。</p>	<p>評価報告書のヘッダーについては、第1期と同様の様式が適切であると考えています。 また、根拠となる資料・データについて、URLアドレスによって根拠を示すことは、第1期と同様に認めません。</p>
17	現況分析に関するもの	<p>「評価実施要項（改訂案）」への意見 P15 ① 「研究業績説明書」の分析 「研究業績水準判定組織の各専門部会の評価者は、(略)の区分で判定します。」とあるが、判定結果は評価者自身により確定するのか。評価者が判定結果を出した後、各専門部会においてその結果</p>	<p>研究業績水準判定結果は、各専門部会の評価者の判定により確定します。 なお、判定結果は、原則、現況分析部会の評価者に提供され、関連する中期計画等がある場合には、達成状況判定会議の評価者にも提供され、現況分析部会の評価者、達成状況判定会議の評価者は、</p>



No.	分類	意見等	回答
		<p>を確定させた上で、現況分析部会へ報告することが明記されておらず、意思決定プロセスが確認できない。</p> <p>なお、P21 の「中期目標の達成状況評価のながれ」においても、「評価者→評価者」となっており、同様に意思決定プロセスが確認できない。</p>	<p>研究業績水準判定結果を踏まえ、それぞれ評価を実施し、現況分析部会、達成判定会議において、原案を作成します。</p>
18	現況分析に関するもの	<p>本学では、学際的な政策研究を促進しています。</p> <p>政策は、いかなる分野においても、きわめて応用的なものであり、政治学、行政学、経済学といった専門（ディシプリン）を超えて、学際的な応用問題として、政策研究を実施します。</p> <p>一方、評価実施要項によると、研究業績水準判定組織は、研究業績水準の判定にあたって、平成 27 年度科学研究費補助金の分類に基づいた研究分野ごとに、専門委員を配置した専門部会を設置して行われるとあります。（「評価実施要項（改訂案）P. 6 第 2 部第 1 章 1（4）研究業績水準判定組織」参照）</p> <p>特定の研究分野に基づき設置された専門部会において、研究分野の垣根を超えた学際的な研究業績を正しく適切に評価することは極めて困難であると考えられます。</p> <p>「国立大学法人等の個性の伸長に向けた主体的な取組を支援・促進する評価」を実施する観点からも、本学の特徴である学際的な研究業績を、より相応しい体制、プロセス、方法によって評価されることが肝要であると考えます。</p> <p>つきましては、専門部会の設置等にあたっては、学際的な研究業績については、それに相応しく、かつ、適切な評価が行われるべく必要な体制を考える等、より専門的なレビューを実施できる体制、プロセス、方法の構築をご検討いただくとともに、予め、その実施体制等を評価実施要項に明記いただければと考えます。</p>	<p>現況分析においては、学系ごとに具体的な評価を実施するために学系部会を編成することとなっており、学際的領域あるいは新領域を扱う学部・研究科等については、総合科学系部会で評価を行います。</p> <p>研究業績水準判定については、科学研究費補助金の分類に基づく研究分野ごとに専門部会を設置し実施しますが、学際的領域あるいは新領域にも十分配慮して評価を行います。</p>
19	現況分析に	<p>研究業績について、「SS」「S」の具体的な判定基準について、前</p>	<p>分野ごとの研究業績水準の判定基準の明確化については、現在検</p>

No.	分類	意見等	回答
	関するもの	回の「評価実施要項（案）」のパブリックコメントの回答(平成 24 年 6 月)では、「具体的な SS、S などの判定基準の例示に関しては、法人等の御意見を踏まえ検討する。」と回答があったが、「実績報告書作成要領」p11～12、P34～35 の記述以外に「評価作業マニュアル」や Q&A でさらに何か示されるのか、ご教示願いたい。	討を行っています。
20	現況分析に関するもの	(実績報告書作成要領(案)) ・p11 「優れた研究業績」の選定においては、SS と S の判定の境界には、どうしても曖昧さが残ります。SS と S の違いについてある程度客観的な指標がないと、一般に S よりも SS と判定する事例が多くなるのではないかと思います。この点についてもう少しご検討いただければ幸いです。	分野ごとの研究業績水準の判定基準の明確化については、現在検討を行っています。
21	現況分析に関するもの	「評価実施要項(改訂案)」について P. 15 「(2)研究業績の分析」：大学が作成した「研究業績説明書」において、大学が SS、S と判定した研究業績を研究業績水準判定組織の専門部会が「それ以外」と判定した場合、その理由は大学に説明されるのか。これは第 1 期中期目標計画期間終了時の法人評価の際にも問題点であると指摘されたことであるが。	評価結果の公表・通知の方法については、現在検討を行っています。 具体的な方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。
22	現況分析に関するもの	研究に関する現況分析のうち、分析項目Ⅱ「研究成果の状況」では、学部・研究科等を代表する優れた研究業績を選定し、その選定に際しては、第三者評価による評価結果や客観的指標等の根拠資料を基に、優れた研究業績として判断されるものを厳選することとされ、対象となる研究業績は、平成 22 年 4 月～平成 28 年 3 月の間に公表された研究業績とされる。 しかし、第三者評価による評価は、公表された後、一定期間を経てされるものであり、中には、当初予想されなかったにもかかわらず一定期間を経た後に高い評価を得る研究業績もある。 このことから、高い評価を受けた研究業績があるにもかかわらず	学部・研究科等の現況分析は、学部・研究科等における教育・研究活動及びその成果について、評価時点における状況を分析するものであり、対象となる研究業績は第 2 期中期目標期間内に公表された研究業績としています。

No.	分類	意見等	回答
		<p>ず、優れた研究業績として選定することができない研究業績もでてきてしまう可能性があるため、このような事情に対応する仕組みが望まれる。</p>	
23	現況分析に関するもの	<p>○研究業績説明書について 実績報告書作成要領 p36 (2 (8)) 重複して選定した研究業績について、他の学部研究科等の説明書には、細目番号・細目名・学術意義等々は同一の内容を記載することとなっているが、部局によって、「学部研究科等の目的に沿った研究業績の選定の判断基準」が異なるため、学術的意義や社会経済文化的意義のランクが違うことは考えられないか。</p>	<p>研究業績の選定においては、学部・研究科等の目的に沿って行っていただく必要がありますが、水準の判定においては、目的に照らした判断は行いません。</p>
24	現況分析に関するもの	<p>■実績報告書作成要領 (案) 作成方法 ・11頁、34頁 研究業績は作成要領が別にあるので (34頁)、重複する事項は11頁から削除してもよいのではないか。</p>	<p>研究業績について、11頁～12頁の記述は、「研究水準」の分析・判定のための記述であり、34頁の記述は、「研究業績説明書」を作成するための記述です。</p>
25	現況分析に関するもの	<p>実績報告書作成要領 (案) に関する意見 「第1部 教育研究評価の基本方針」に関すること 「質の向上」という表記や考え方について 2ページ「Ⅲ 内容 (1) 学部学科等の現況分析」の説明箇所において、『「質の向上度」は、第1期中期目標期間終了時点と評価時点の水準を比較・分析して導かれるものであり、教育・研究活動や成果の状況の改善、向上の内容を分析し、学部・研究科等の教育あるいは研究目的に照らして判断します』と記載されている。 第一期中期目標期間「教育研究状況の評価」にあたっては、各大学とも、ここで求められた「質」をどう理解し、評価すればいいか苦労したところである。 大学評価・学位授与機構が発行した「高等教育に関する質保証関</p>	<p>「質の向上度」という文言は文部科学省国立大学法人評価委員会が決定するものであるため、いただいたご意見を文部科学省国立大学法人評価委員会に伝えます。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>係用語集 (3rd Edition)」では、「高等教育の質は多義的な概念であり、高等教育の利害関係者が、学生及びその保護者、将来の雇用者、教職員など多様であるため、それぞれの利害関係者に対する質を単一概念で図ることは容易ではない。」と記載されている (同書 67 ページ)。</p> <p>大学教育の「質」とはどのようなことか、各大学に判断させるのではなく、評価者側からまずは具体的明確に定義して、これを「第 1 部教育研究評価の基本方針」の「Ⅱ基本方針」もしくは「Ⅲ 内容」の箇所において提示することが望ましいと考える。</p>	
26	現況分析に関するもの	<p>実績報告書作成要領 (案) に関する意見 「質の向上度」の分析・判定について 質の向上度の判定区分表について</p> <p>5 ページに記載されている「質の向上度の判定区分表」について、表欄に示された「記述」の上下位置は、評価判定の「高低」を示すものなのか。もしそうだとすれば「改善、向上している」と「質を維持している」に上下の差があるのはなぜか。最上段 (最上位?) の「判定区分」は「大きく改善、向上している又は高い質を維持している」と「改善向上」と「質の維持」が同じ区分の中で示されている。ならば、次段も「改善、向上している又は質を維持している」とした 3 段階評定にすべきと考える。(13 ページ「4 「質の向上度」の分析・判定」の記載も同様)</p>	<p>質の向上度は期末時点同士の水準を比較して変化を分析するものであり、向上度に応じ 4 区分を設けています。なお、「大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している」については、第 1 期において高い水準であった学部・研究科等が、第 2 期において引き続き高い水準であった場合にも、適切に評価するためのものです。</p>
27	現況分析に関するもの	<p>実績報告書作成要領 (案) 4～5 ページにある教育の「水準判定」及び「質の向上度の分析」について、分析項目の段階判定が「期待される水準を下回る」などであるケースであっても、「質の向上度」の判定で「改善、向上している」とされることがあるのか。</p> <p>また、分析項目の段階判定が「期待される水準を大きく上回る」と判断されるとき、「質の向上度」が「質を維持している」や「質を</p>	<p>質の向上度の評価方法については、現在検討を行っています。</p> <p>具体的な評価方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>維持しているとはいえない」とされることはあるのか。</p> <p>さらに、国立大学法人が「重要な質の変化」について「該当なし」と記述した場合、分析項目の段階判定が「期待される水準を下回る」であるケースにおいて、貴機構による質の向上度の判定が「質を維持しているとはいえない」とされないことはあるのか。</p> <p>これらは報告書作成に影響することが予想されることから、分析項目の段階判定と質の向上度の分析・判定が相互に独立して行われるのかどうか、又は両者を勘案して分析・判定されるのかお示し願いたい。</p>	
28	現況分析に関するもの	<p>【実績報告書作成要領（案）5、9ページ関係】</p> <p>4 「質の向上度」の分析・判定」について、下記の点につき教示等願いたい。</p> <p>①第1期の記載要領に倣い、重要な質の変化があったと判断できる「取組」や「具体的な事例」について取り上げる形式で良いのか。</p> <p>②第1期中期目標期間終了時点と評価時点を比較した場合に「重要な質の変化」はないが、第2期中期目標期間においても、継続して「高い質を維持している」場合は、当該取組を記載する必要はないのか。記載しない場合、判定に影響があるのか教示願いたい。</p> <p>③「～、分析項目ごとに、重要な質の変化の状況が明確に理解できるよう、～」とは、具体的にどのような記載の仕方を想定しているのか、記載例を明示願いたい。</p>	<p>①重要な質の変化の状況が明確に理解できる内容を記述してください。その場合、「取組」や「具体的な事例」で記述するかは、法人で判断してください。</p> <p>②「質の向上度」の分析」については、「高い質を維持している」と自己評価している場合においても、重要な質の変化があったと判断できる場合には記述してください。</p> <p>なお、重要な質の変化についての記載の提出がなかった場合には、水準判定の記載及び基礎となる資料・データ等を根拠に判定を行います。</p> <p>③重要な質の変化については、学部・研究科等の目的に照らして重要であると判断した改善や向上の具体的な内容について、第1期中期目標期間終了時点と評価時点を比較し、どのように変化したのか明確に理解できるよう、根拠資料・データを明示し、記述してください。</p>
29	現況分析に関するもの	<p>（実績報告書作成要領（案）</p> <p>・p5/p13 「質の向上度」の分析において、「重要な質の変化があったと判断できる場合は、・・・記述してください。」とあり、高い質（水準）を維持していると判断する場合は、質の変化がないこ</p>	<p>「質の向上度」の分析」については、「高い質を維持している」と自己評価している場合においても、重要な質の変化があったと判断できる場合には記述してください。この点については、説明会においても説明します。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>とから「質の向上度」には記述できないものと思われませんが、一方、「質の向上度」の判定区分には「高い質を維持している」とあるため、評価者は水準判定の記載と関連資料から判断すると思われま。しかしながら、高い質（水準）を維持している場合には、その旨を評価者がより有効に判断できるよう、「質の向上度」に記述させることが適当と考えます。</p>	<p>また、質の向上度の評価方法については、現在検討を行っていますが、いただいたご意見も考慮して、検討します。</p> <p>具体的な記載方法については、必要に応じ「評価作業マニュアル」改定時に、改めて「実績報告書作成要領」に記載する予定です。</p>
30	現況分析に関するもの	<p>実績報告書作成要領（案）1，4～5ページにある教育の「水準判定」及び「質の向上度の分析」について、大学情報データベースの活用が推奨されている（1ページ）が、これは、第1期中期目標期間終了時の実績報告書において言及しなかったものでも、第1期中期目標期間終了時点の教育水準（5ページ）をあらわすデータと比較し、質の向上が認められる場合は、実績報告書に記載できると考えてよいかどうかお示し願いたい。</p> <p>また、その可否が容易に理解できるよう要領に記載願いたい。</p>	<p>第1期中期目標期間終了時の実績報告書において記述のない事項についても、第1期中期目標期間時点の水準と評価時点の水準を比較・分析し、重要な質の変化があったと判断できる場合には、実績報告書に記述していただいで構いません。</p>
31	現況分析に関するもの	<p>現況調査表における質の向上度に係る分析において、「重要な質の変化があったと判断できる場合は、分析項目ごとに、重要な質の変化の状況が明確に理解できるよう、根拠資料・データを明示し、記述する。併せて、重要な質の変化があったと判断した理由を記述する。なお、重要な質の変化があったと判断しない場合には「該当なし」と記述する」とあるが、一つの分析項目においては重要な質の変化があったと判断し、理由等を記述し、もう一方の分析項目では「該当なし」と記述した場合、機構における「質の向上度」の判定において、どのように判定するのか気にかかることである。</p> <p>第1期においては、質の向上度の判定において、他の事例がどんなに良い判定でも、いずれか一つでも「改善、向上していると言えない」と判定された場合、「改善、向上していない」と判定されていたことから、第2期においては、個性を伸ばそうとする観点から</p>	<p>質の向上度の評価方法については、現在検討を行っています。</p> <p>具体的な評価方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。</p>

No.	分類	意見等	回答
		ポジティブな評価をお願いしたい。	
32	現況分析に関するもの	現況調査表に係る質の向上度に係る分析においては、重要な質の変化があったと判断しない場合は、「該当なし」と記載することになっており、前回の「評価実施要項(案)」のパブリックコメント(平成24年6月)では、「重要な質の変化についての記載の提出がなかった場合には、水準判定の記載及び基礎となる資料・データ等を根拠に判定を行う」と回答があったが、「基礎となる資料・データ等」とは、具体的に何を指すのか、大学ポートレート(仮称)のことか、ご教示願いたい。	主に「大学ポートレート(仮称)」の情報や第1期の現況分析結果を想定しています。 質の向上度の具体的な評価方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。
33	現況分析に関するもの	■実績報告書作成要領(案) 作成方法 ・6頁・9頁、14頁・17頁 「質の向上度」の中に根拠資料・グラフを掲載してよいか、留意事項と様式の記載例にも書いてあると分かりやすいのではないか。	必要に応じて、根拠資料・グラフを掲載してください。
34	現況分析に関するもの	現況調査表について、部局等が改組した場合の現況調査表及び資料・データはどのように取り扱われるのか、ご教示願いたい。 また、質の向上度の判定は、第1期中期目標期間末の状況と第2期中期目標期間末の状況とを比較し、行うこととされているが、第1期中期目標期間末の状況と第2期中期目標期間末の状況とを比較できる定量的データがない場合、どのように比較するか、ご教示願いたい。	現況分析において、学部・研究科等が改組した場合には、文部科学省国立大学法人評価委員会が決定した単位に基づき取り扱います。なお、中期目標期間の途中に統合・改組を行った場合は、平成27年度末時点の組織をそれぞれ評価の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、当該組織の研究業績や改組前からの質の向上度を評価の対象とすることとされています。 質の向上度については、第1期末との比較ができない場合には、比較可能な時点と評価時点を比較し、分析してください。
35	達成状況評価に関するもの	「第1期中期目標期間評価において実施した中項目の段階判定を上げることができる仕組み(ウエイト方式)に替えて、第2期は、新たに設ける「個性の伸長に向けた取り組み」欄を、中期計画の段階判定時に積極的に評価する」ということは、各大学の個性を伸長する、という意味で望ましいことであり、賛成である。	個性の伸長に寄与する評価方法については、現在検討を行っています。 具体的な評価方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。

No.	分類	意見等	回答
		個性が明確な大学がある一方で、大学の規模等によって評価が困難な大学もあると思われるが、「結果的に十分な成果は出ていなくても、先進的な取組や戦略性が高い目標・計画に係る取組」については、個々の大学が個性を伸ばそうとする姿勢を「より」積極的に評価することが望まれる。	
36	達成状況評価に関するもの	「評価実施要項（改訂案）」への意見 P23 第2節 「1 書面調査」 (2)手順及び評価の視点(評価に当たっての留意事項) 「ii) 国立大学法人等が特に重視している中期計画がある場合は、それを踏まえて評価します。」とあるが、「法人が特に重視している中期計画」について機構はどのように把握される予定なのか。実績報告書作成要領(案)には、「法人が特に重視している中期計画」の記述箇所等の指定は見受けられないが、当該事項について国立大学法人等はどのように実績報告書に記述を行えば良いか。	「法人が特に重視している中期計画」の評価方法については、現在検討を行っています。 具体的な記載方法については、必要に応じ「評価作業マニュアル」改定時に、改めて「実績報告書作成要領」に記載する予定です。
37	達成状況評価に関するもの	「個性の伸長に向けた取組」欄を中期計画の段階判定時に積極的に評価するという点について、段階判定において具体的な方法を定めて取り扱われるのかどうか明示願いたい。	「個性の伸長に向けた取組」欄に記載された取組の評価方法については、現在検討を行っています。 具体的な評価方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。
38	達成状況評価に関するもの	「実績報告書作成要領（案）」への意見 P18 第2部第2章 「1 法人の特徴の記載」 など 機構は国立大学法人評価委員会から教育研究の状況についての評価の実施を要請されているが、「東日本大震災からの復旧・振興へ向けた取組等」について、教育研究に関する取組等のみを記述すれば良いのか、あるいは附属病院で行われる診療等も含めた法人全体の取組を記述すれば良いのか。	原則、教育研究に関する取組等の記載を想定しています。
39	達成状況評価に関するもの	■実績報告書作成要領（案） 評価方法全般	達成状況評価の評価方法については現在検討を行っており、具体的な評価方法については「評価作業マニュアル」に記載する予定です。



No.	分類	意見等	回答
	もの	<p>・19頁、20頁</p> <p>「項目ごとの達成状況の判定は求めません」とあり、大学側は各中期計画の判定を行い、中期目標の判定を行わないようになっているが、評価者がどのように中期目標の判定を行うのか不明である。</p>	す。
40	達成状況評価に関するもの	<p>「評価実施要項（改訂案）」への意見</p> <p>P22 ① 中期計画ごとの実施状況の分析</p> <p>「中期計画の段階判定」及び「小項目の段階判定」について、評価者がそれぞれ4段階の判定を行うことになっているが、P27に掲載された「評価報告書のイメージ」の右上の枠内には、大項目及び中項目に対する【評価結果】及び[判断理由]を示すことになっているのみである。「透明性の確保」を基本方針とするのであれば、「中期計画の段階判定」及び「小項目の段階判定」についても、国立大学法人等へ通知するべきではないのか。</p> <p>なお、「実績報告書作成要領（案）」P20において、「…、小項目、中項目、大項目ごとの達成状況について、以下の区分により判定を行い、判断理由を記述します。」とあるが、前述のとおり、評価報告書には中項目以上に対する判定・判断理由を示すことになっているのみであるため、整合性が取れていないのではないのか。</p>	<p>評価結果の公表・通知の方法については、現在検討を行っています。</p> <p>具体的な方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ「実績報告書作成要領（案）」について、下記のとおり修正します。</p> <p>P20 4 中期目標の分析・判定</p> <p>(1) 中期目標ごとの達成状況の分析・判定</p> <p>(略) 機構が作成する評価報告書では、(略) 小項目、中項目、大項目ごとの達成状況について、以下の区分により判定を行い、<b>中項目、大項目については、その判定結果及び判断理由を記述</b>します。</p> <p>また、上記修正に伴い、表現の統一のため、関連する記述についても修正します。(別紙「実績報告書作成要領（案）修正箇所について」参照)</p>
41	達成状況評価に関するもの	<p>中期目標の達成状況報告書の大項目及び中項目について、「実績報告書作成要領（案）p.18-19」によれば、中期目標の「その他の目標」に対応する項目は、社会連携・社会貢献及び国際化に関する2項目となっているが、本学においては、「その他の目標」として、前述の2項目のほかに「高等専門学校との連携に関する目標」を掲げており、このような大学独自の目標に関しては、どのように報告書に記載すべきかの説明がないことから、検討をお願いしたい。</p>	<p>18頁の「中期目標及び中期計画」の構成についての記述は例示であり、達成状況報告書については、各国立大学法人等の中期目標及び中期計画に基づいて記述してください。</p>

No.	分類	意見等	回答
42	達成状況評価に関するもの	<p>○達成状況報告書について</p> <p>1. 実績報告書作成要領（案） p20（3（2）留意事項）②          学部・研究科等の現況分析と関連を有する中期計画には、関連がわかるように実施状況を記述し、該当する学部研究科等の名称、分析項目及び観点名等を記載することとなっているが、現況調査表と記述が重複するのであれば、単に、【○○学部の現況調査表（教育）－I 教育活動の状況－教育実施体制参照】等としてもよいか。</p> <p>2. 実績報告書作成要領（案） p20（3（2）留意事項）③          優れた研究業績と関連を有する中期計画には、該当する学部研究科等の名称、「研究業績説明書」の研究業績番号を記述することとなっているが、研究業績説明書と記述が重複するのであれば、単に、【研究業績説明書 XX-X-1 参照】等としてもよいか。</p>	<p>達成状況報告書は、国立大学法人等の特徴及び個性の伸長に向けた取組等を踏まえて、中期目標期間中の中期計画ごとの実施状況を分析し記述するものであり、現況調査表や研究業績説明書と記載が重複する場合でも、記載してください。</p> <p>なお、学部・研究科ごとの現況分析や学部・研究科等を代表する優れた研究業績と関連を有する中期計画についての関連の記載は、現況分析結果を十分に活用しつつ達成状況評価を行う趣旨での変更です。</p>
43	現況分析、達成状況評価の双方に関するもの	<p>実績報告書作成要領（案）に関する意見          別紙「教育の水準」の観点ごとの分析に当たっての留意点等について（28 ページ以降）          「認証評価」の活用について          28 ページの冒頭に「また、必要に応じて、認証評価で利用した資料・データや認証評価の結果等も効率的に活用し、現況を分析してください。」と記載されている。          ならば、各観点それぞれについて、大学評価・学位授与機構「大学評価基準」におけるどの基準・観点が対応するのかを明示していただきたい。これにより、各大学の作業負担の軽減につながり、認証評価に要した作業やその結果を大いに活用できる。国立大学法人のほとんどが、大学評価・学位授与機構による認証評価を受けている。</p>	<p>認証評価で利用した資料・データや認証評価の結果等の活用については、観点ごとの分析に当たって、各学部・研究科等の特性や状況等を踏まえた上で活用いただくものであり、現況分析の各観点と認証評価の個々の大学評価基準を対応させることを想定しているものではありません。この点については、説明会においても説明します。</p>
44	現況分析、達成状況評価	<p>【実績報告書作成要領案 6 ページ関係】          5(2)②「根拠となる資料・データの示し方」について、「～、ま</p>	<p>第 2 期中期目標期間における達成状況評価や現況分析の根拠資料となる場合は、第 1 期中期目標期間の評価結果を活用してくださ</p>

No.	分類	意見等	回答
	の双方に関するもの	たは認証評価の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、～と記載されているが、第1期中期目標期間における評価結果でもよいのか、また、「評価結果等」の「等」とは何を想定しているのか教示願いたい。	い。 また、認証評価結果だけではなく、認証評価の提出資料を根拠資料として活用することも想定しています。
45	現況分析、達成状況評価の双方に関するもの	<p>「実績報告書作成要領（案）」への意見 P6 第2部第1章第1節「5 現況調査表の構成・様式と記述に当たっての留意事項」など</p> <p>②根拠となる資料・データの示し方において「認証評価の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合は、当該箇所を注記すれば、そのコピー等を添付する必要はありません。」とあるが、(公財)大学基準協会や(公財)高等教育評価機構において認証評価を受審した場合は機構に当該認証評価に係る提出資料・データ等が存在しないことになる。このような場合でも、認証評価の評価結果や提出資料・データ等をそのまま活用する際は、コピー等を添付する必要はないのか。</p>	他の認証評価機関において受審した場合においても、評価結果等、ウェブサイト等で公表している資料からの引用については、明確に該当箇所を示していただければコピー等を添付する必要はありません。
46	現況分析、達成状況評価の双方に関するもの	認証評価の評価結果等については根拠として活用可能とされているが、貴機構が大学機関別選択評価として実施されている評価についてはどう扱われるのかについて説明が必要と考える。	当機構が実施している大学機関別選択評価についても、認証評価と同様に取り扱っていただいて構いません。
47	現況分析、達成状況評価の双方に関するもの	評価実施要項（改訂案）の1ページに評価の全体像が示されており、以降に、教育の水準、教育の質の向上度、研究の水準、研究の質の向上度、中期目標（教育研究等の質の向上）の達成状況に関するそれぞれの評価実施について説明がなされています。第1期の時にもそうであったと感じていますが、教育あるいは研究の水準と質の向上度という異質のものを如何に統合するのか、また、水準及び質の向上度が達成状況評価に如何に活用されるのかについての明	<p>現況分析結果の達成状況評価への活用方法については、現在検討を行っています。</p> <p>具体的な活用方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>確な説明が依然としてなされていないように思います。最終的には業務運営等の他の評価と組み合わせられ、法人運営活性化経費に反映されることになるのではないかと考えていますが、その前段階として、教育研究に関してどのように評価がなされるのかを明確に説明して戴きたいと考えます。</p>	
48	<p>現況分析、達成状況評価の双方に関するもの</p>	<p>○評価結果について 達成状況評価に関しては、中期計画ごとの段階判定が大学の自己判定と異なる場合の判断理由を、現況分析結果に関しては、各観点ごとの段階判定が大学の自己判定と異なる場合の判断理由をそれぞれ示してほしい。</p>	<p>評価結果の公表・通知の方法については、現在検討を行っています。 具体的な方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。</p>
49	<p>その他</p>	<p>「実績報告書作成要領(案)」及び「評価実施要項(改訂案)」の記載内容と直接関連しないが、教育研究評価全般に関して以下のとおり要望いたします。</p> <p>評価・判定作業の実施に向けて、評価者向けマニュアルの充実、評価者向け研修会の徹底等により、作業の等質性を損なうことのないようにしていただきたい。</p> <p>(理由) 法人が行う自己判定の範囲の改正によって、「中期目標の達成状況評価」における小項目・中項目、あるいは「学部・研究科等の現況分析」における分析項目ごとの評価作業が軽減される一方で、それらの判定は、大学側による自主的な判定情報が存在しない状態で、すべて大学評価・学位授与機構に委ねられ、評価委員会委員および専門委員によって実施されることになる。評価委員会委員および専門委員については、幅広い学術分野にまたがって多数のメンバーが選出されることになると推察するが、大勢の専門委員や評価委</p>	<p>いただいたご意見に十分配慮して、評価作業マニュアルの作成や評価者に対する研修等を行うよう努めて参ります。</p>

No.	分類	意見等	回答
		員会委員によって実施される判定作業において、個人やグループ間で作業精度にばらつきが生じ、作業の等質性を損なう恐れがないかという不安があるため。	
50	その他	要項案等の内容に直接関わる意見ではないが、この教育研究評価が国立大学法人にとってより意義のあるものとなるためには、評価を行う側と受ける側の間で、評価に関わる視点や考え方などにおいて共通の認識を有していることが求められる。このような観点から、情報提供や意識の共有において、常に十分な配慮をお願いしたい。	いただいたご意見に十分配慮して、説明会等を通じて情報提供や意識の共有に努めて参ります。
51	その他	(評価実施要項(改訂案)) ・本評価の目的には、(1)国立大学法人等の教育研究水準の維持及び向上を図ること、(2)社会への説明責任、の二つがありますが、(1)については、評価される側が納得できる評価を行なうことが重要ですので、その点を十分配慮された上で評価を実施していただくようお願い致します。	いただいたご意見に十分配慮して、評価の実施に努めて参ります。
52	その他	「実績報告書作成要領(案)」p1の文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請事項に「例えば、大学情報データベース・・・を活用するなどにより、法人の負担軽減につとめること」とあり、大学ポートレート(仮称)を活用されることが、p6の「②根拠となるデータの示し方」の中に書かれているが、大学が示すもの以外に、大学評価・学位授与機構が独自に大学ポートレート(仮称)のデータを参照することはあるのか、ご教示いただきたい。	当機構では、第2期の国立大学法人評価においても、第1期と同様にデータに基づく分析作業が必要と考えており、「大学ポートレート(仮称)」を活用する方向で検討を行っています。 「大学ポートレート(仮称)」の具体的な活用方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定です。
53	その他	「評価実施要項(改訂案)」への意見 P7 3 評価者・実績報告書作成担当者に対する研修 4行目に「評価基準」とあるが、何を指すのか確認できない。 本要項上「評価基準」の用語はこの箇所に示されているのみである。「評価基準」と言うからには、「SS」等の評定を付すための「判	当該「評価基準」は、例えば、中期目標の達成状況評価における、中期計画、小・中・大項目の段階判定区分及びその判断の考え方、特記事項の抽出基準や、学部・研究科等の現況分析における、分析項目、観点の段階判定区分及びその判断の考え方など、教育研究評価に係る評価の基準の一切を示すものです。

No.	分類	意見等	回答
		<p>断基準」とは異なる定義付けであることが明らかであり、また、認証評価と同様の定義であれば、事前に十分な説明により評価対象者へ周知が図られ、また、評価の際には、当該評価基準を基に厳格に運用されるべきものである。</p> <p>ついては、「評価基準」が何を指すのか、また、今後新たに提示する予定があるのか伺いたい。</p> <p>なお、機構が発行している「高等教育に関する質保証関係用語集第3版」のP77では「評価基準」について以下のとおり示されており、国立大学法人評価において「評価基準」を設定し、運用することは予定されていない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>認証評価において、評価対象機関の教育研究の質を判断するために機構が独自に定めるもの。設置基準等関係法令の適否や、特色ある教育研究の進展に資することなど、高等教育を提供する機関として満たすべき内容を定めている。評価プロセスを通じて各基準の適合性を判断し、すべての基準を満たしていると判断した場合に機関として評価基準を満たしていると認められる。評価基準は公正性かつ透明性を確保するために公表されることとなっている。</p> </div>	<p>なお、その内容については、「評価実施要項」「実績報告書作成要領」「評価作業マニュアル」等で示すこととしており、その詳細については、評価者や実績報告書作成担当者に対し、十分な研修を実施する予定です。</p>
54	その他	<p>中期計画など、期限を設けて一定の目標を掲げることについて</p> <p>法人化が目標・計画・実績・評価というシステムで設計されていることは理解していますが、状況の変化に応じて研究の目標、対象を適宜変化させることが望ましいケースもあります。「目標」が研究の柔軟な発展を阻害するような障害にならないように、より弾力的な項目設定などによる実現を検討されることを希望します。</p>	<p>いただいたご意見を文部科学省国立大学法人評価委員会に伝えます。</p>
55	その他	<p>全般について</p> <p>概してこのような実績報告書を各大学、研究機関が作成するに際して、多大な労力を費やさざるを得ないことを認識し、報告書の簡素化を図って頂いたことを評価します。今後も、さらなる簡素化に</p>	<p>報告書の簡素化について、いただいたご意見に十分配慮して、評価方法の検討及び評価の実施に努めて参ります。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>向けて努力されることを希望します。</p> <p>貴機構の役割ではありませんが、関連して、毎年の実績評価時に文部科学省から提出を依頼される研究活動等状況調査では特に、研究者に負担をかけることなく第三者がデータを調査するシステムの創設を期待している現状です。</p>	
56	その他	<p>(評価実施要項(改訂案))</p> <p>・第2期中期目標期間の評価においては、「学部・研究科等の教育研究水準及び質の向上度の評価は、大幅に簡素・効率化し、例えば大学情報データベースや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなどにより、法人の負担軽減に努めること。」とあり、改訂案に示されているように評価資料作成の効率化が図られることは大変結構なことだと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。法人の負担軽減に十分配慮しつつ、評価方法の検討及び評価の実施に努めて参ります。</p>